

# 倫理委員会有識者懇談会

## 議事次第

(第7回 2023年5月22日(月) 10:00~11:50)

### I 開会

### II 副会長挨拶

### III 議事

- ・ 倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A(実務ガイダンス)」の改正及び倫理規則研究文書「報酬関連情報の開示に関するQ&A(公開草案)」の公表

【資料No.1~3】

- ・ 2024年倫理規則改正に影響する IESBA 倫理規程改訂の概要

【資料No.1】

### IV 閉会

以 上

## 配 付 資 料

資 料	資料No.
第7回倫理委員会有識者懇談会	1
実務ガイドンス「倫理規則に関するQ&A」草案	2
研究文書「報酬関連情報の開示に関するQ&A」草案	3

# 倫理委員会有識者懇談会

第7回

2023/5/22



# 本日の議事次第

---

1. 倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A」の改正及び倫理規則研究文書「報酬関連情報の開示に関するQ&A」の公開草案の公表
2. 2024年倫理規則改正に影響するIESBA倫理規程改訂の概要

※ 以下のスライドに記載の文案は、2023年5月22日時点のものとなります。

# 1. 実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A」の 改正及び研究文書「報酬関連情報の開示に関する Q&A」の公開草案の公表

# 公表の趣旨

---

- 倫理規則では、監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体である場合、報酬関連情報に関する透明性の確保の観点から、監査役等とのコミュニケーションとともに、依頼人又は会計事務所等による報酬関連情報の開示が求められている。
- 実務ガイダンス「倫理規則に関するQ&A」では、依頼人と会計事務所等のそれぞれが法令等又は倫理規則に基づく開示のために報酬に関する情報を集計し、算定する際、報酬の集計範囲や算定プロセスの相違等により、両者が集計した報酬に関する情報の間に差分が生じることがあるとされている。
- これらの情報は、いずれも同一の会計事務所等及びネットワーク・ファームに係る報酬に関する情報であるため、会計事務所等の独立性の評価に関連すると合理的に考えられる情報を整合的に提供する観点から、実務上の考え方を研究文書として整理し、会員に提供するものである。

## (参考) 監査基準報告書及び関連する公表物の体系 (注)

当協会の委員会等が発出する会員の業務に関する公表物の態様	監査基準報告書及び関連する公表物	会員が遵守すべき基準等への該当
研究報告 ...委員会における研究の成果	実務ガイダンス ...基準、報告書及び実務指針の適用を補足するための文書であり、主にQ & A又は設例の形式をとる。	該当しない
研究資料 ...委員会において答申等として結論を得るには至らなかった場合等における当該委員会の審議過程の状況、結論を得るには至らなかった理由等を整理したもの	研究文書 ...報告書及び関連する公表物に関する研究の成果である。	該当しない
その他	周知文書 ...基準、報告書及び実務指針の下で会員が監査を実施する際の注意を喚起するもの。	該当しない

(注) 倫理規則関連の公表物は、今後公表されるものについて、「監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」」(2022年10月13日最終改正)等における公表物の整理に倣うこととし、本公表物は「研究文書」に分類することとする。

# 実務ガイダンス「倫理規則に関するQ&A」の改正(1/2)

- 社会的影響度の高い事業体の監査業務における報酬関連情報の開示に関するQ410-13-1において、次の補足事項を追記する。
    - ▶ 依頼人と会計事務所等のそれぞれが法令等又は倫理規則に基づく開示のために報酬に関する情報を集計し、算定する際、報酬の集計範囲や算定プロセスの相違等により、両者の間に差分が生じることがある。これらの情報は、いずれも同一の会計事務所等及びネットワーク・ファームに係る報酬に関する情報であるため、依頼人の監査役等を含む利害関係者に対して会計事務所等の独立性の評価に関連すると合理的に考えられる情報を統合的に提供する観点から、次の(1)及び(2)を満たす場合には、依頼人が算定した報酬に関する情報を、倫理規則R410.31項に基づく報酬関連情報として取り扱うことができるものと考えられる。
      - (1) 会計事務所等が、依頼人による会計事務所等及びネットワーク・ファームに対する報酬の集計範囲や算定プロセスの合理性を理解する。
      - (2) 依頼人が算定した報酬に関する情報と倫理規則に基づく報酬関連情報との差分について分析し、依頼人と調整することにより双方の情報が一致する。
- なお、会計事務所等は、依頼人が開示する報酬に関する情報について、監査基準報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」に基づく通読の手続を実施し、財務諸表又は会計事務所等が監査の過程で得た知識と報酬に関する情報の開示との間に重要な相違があるかどうかを検討することになると考えられる。



## 実務ガイダンス「倫理規則に関するQ&A」の改正(2/2)

- 金融商品取引法と会社法の両方の監査を行っている場合の報酬関連情報の開示に関するQ410-13-4において、次の下線部を追記する。
  - ▶ A いずれかの監査報告書において報酬関連情報を開示することで足りる。ただし、会計事務所等は、報酬関連情報の開示に関しても、法令等を遵守する必要がある（倫理規則R100.7 JP項参照）、例えば、金融商品取引法に基づく監査においては、法令等により監査報告書における報酬関連情報の開示が求められていることに留意する。
  - ▶ （解説）・・・この趣旨に鑑みれば、報酬関連情報をいずれかの監査報告書に開示することで、倫理規則の目的は達成され得ると考えられる。ただし、会計事務所等は、専門業務を実施するに当たって、業務に関連する法令等を当然に遵守することが求められており（倫理規則R100.7 JP項参照）、報酬関連情報の開示に関しても、法令等を遵守する必要がある。例えば、金融商品取引法に基づく監査においては、法令等により監査報告書における報酬関連情報の開示が求められていることに留意する。
- その他、実務ガイダンスの公表後において公表された公認会計士法施行規則の改正に対応した適合修正を施す。

# 研究文書「報酬関連情報の開示に関するQ&A」の構成

項目	QAの個数	主な内容
報酬関連情報に関する開示制度	4	会社法に基づく監査報告書における開示、訂正報告書に関する監査における開示
集計する報酬の対象範囲	9	報酬関連情報の集計範囲及び算定基準、集計情報の網羅性
報酬の集計・算定方法	3	適用する為替レート、決算期の異なる子事業体
監査業務の依頼人による開示	3	倫理規則が求める報酬関連情報の依頼人による開示
監査業務の依頼人の報酬に関する情報に対する検討及び文書化	2	依頼人が算定した報酬に関する情報の検討
会計事務所等が報酬関連情報の開示を行うための体制	1	会計事務所等における体制の構築
その他	3	監査報告書日後に明らかになった報酬関連情報に関する誤謬の取扱い
合 計	25	

# 1. 報酬関連情報に関する開示制度

## Q1

金融商品取引法に基づく監査の監査報告書において報酬関連情報を開示する場合、会社法に基づく監査の監査報告書においても報酬関連情報の開示が必要となるのでしょうか。

### <回答>

社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人が、金融商品取引法に基づく監査及び会社法に基づく監査の両方を受け、報酬関連情報の開示を行っている場合には、金融商品取引法又は会社法に基づくいずれかの監査報告書において報酬関連情報を開示することで足りるとされている（倫理規則に関するQ&A Q410-13-4参照）。したがって、金融商品取引法に基づく監査の監査報告書において報酬関連情報を開示する場合には、会社法に基づく監査の監査報告書では、その開示を省略することが考えられる。ただし、依頼人は、会社法施行規則に基づき、事業報告において会計監査人の報酬を開示することが求められているため（会社法施行規則第126条第2号及び第3号参照）、会計事務所等は、会社法に基づく監査の監査報告書において開示を省略する場合であっても、金融商品取引法に基づく監査の際の検討に先立ち、依頼人が開示する報酬に関する情報について検討することが考えられる。

（【資料No. 3】「報酬関連情報の開示に関するQ&A」草案2頁参照）

## 2. 報酬関連情報に関する開示制度

### Q4

臨時計算書類に対する監査において、報酬関連情報の開示は必要となるのでしょうか。また、訂正報告書に関する監査の場合はどうでしょうか。

### <回答>

(省 略)

一方、訂正報告書に関する監査業務は、通常、財務諸表の対象期間よりも後の会計年度において実施されることになる。また、その対象期間は過去の複数年度に及ぶケースも見られる。そのため、訂正報告書に関する監査報酬は、複数年度の監査報酬をまとめて、事後的に依頼人との間で金額を合意することもあると考えられる。この場合、依頼人の監査役等を含む利害関係者に対して会計事務所等の独立性の評価に関連すると合理的に考えられる情報を提供する観点から、訂正報告書に関する監査報酬について、過年度の訂正報告書の財務諸表の対象期間にそれぞれ按分計算して開示するなど、過去に遡及して報酬関連情報を更新して開示する意義は乏しいものと考えられる。このため、訂正報告書に関する監査報酬については、例えば、当該訂正報告書に関する監査業務を実際に実施した会計年度の監査報酬に含めて開示する、又は事後的に監査報酬が合意された会計年度の監査報酬に含めて開示することが考えられる。

(【資料No.3】「報酬関連情報の開示に関するQ&A」草案3頁参照)

### 3. 集計する報酬の対象範囲

#### Q5

報酬関連情報の集計範囲及び算定基準はどのように考えるのでしょうか。開示の対象となる報酬の額は、財務諸表の対象期間における契約金額、支払額、発生額又は請求額のいずれによることになるのでしょうか。また、当年度末をまたいで次年度にかけて提供する単独の非監査業務の場合、業務完了時の年度の報酬としてよいのでしょうか。

#### <回答>

報酬関連情報の集計範囲及び算定基準は、次のとおりとすることが考えられるが、継続して採用することを前提として、他の合理的と考えられる集計方法によることも認められるものと考えられる。なお、依頼人のグループ内において一貫した集計範囲及び算定基準を用いることが考えられる。

- ・ 監査報酬は、財務諸表の監査に対して支払われた、又は支払われるべき報酬が集計範囲となるが、財務諸表の対象期間の契約金額とすることが考えられる（四半期レビュー及び中間監査がある場合には当該四半期レビュー及び中間監査に対する報酬を含む。）。当該契約金額を超えて生じる追加報酬については、監査報告書の発行日までに合意できたものは当年度の監査報酬に含めるが、監査業務の依頼人との合意の時期等により監査報告書の発行日までに合意できない場合には、次年度の報酬に含めることが考えられる。

### 3. 集計する報酬の対象範囲

---

- ・ 監査以外の業務に対する報酬（非監査報酬）は、財務諸表の対象期間において、会計事務所等又はネットワーク・ファームが業務の提供の対価として依頼人に請求する監査報酬以外の報酬が集計範囲となるが（倫理規則R410.31項(2)参照）、財務諸表の対象期間に提供した業務に対応する契約金額とすることが考えられる。また、当期末をまたいで次年度にかけて提供する単発の非監査業務において、財務諸表の対象期間に提供した業務に関連して依頼人に請求した報酬金額がある場合は、報酬関連情報の集計範囲に含めることになるものと考えられる。

監査業務及び監査以外の業務のいずれについても、業務報酬単価と業務提供時間に基づいて報酬額が決定される契約の場合には請求額とする等、倫理規則R410.31項の要求事項を踏まえ、業務契約の形態に応じた合理的な報酬金額を集計範囲に含めることが考えられる。

（【資料No. 3】「報酬関連情報の開示に関するQ&A」草案 4 頁参照）

## 4. 集計する報酬の対象範囲

### Q6

倫理規則R410.31項(2)において、開示の対象となる報酬は、監査業務の依頼人に請求する報酬及び会計事務所等が意見を表明する財務諸表に連結されている、依頼人が直接的又は間接的に支配する関連事業体に請求する報酬に限られるとされています。この場合の「依頼人に請求する報酬」とは、意見を表明する財務諸表の対象期間に提供した業務に関連して依頼人に請求する報酬を指すのでしょうか。

### <回答>

「依頼人に請求する報酬」とは、財務諸表の対象期間に提供した業務に関連して依頼人に請求する報酬金額とすることが考えられるが、継続して採用することを前提として、他の合理的と考えられる方法（例えば、財務諸表の対象期間に請求する報酬金額）によることも考えられる。

（【資料No.3】「報酬関連情報の開示に関するQ&A」草案5頁参照）

## 5. 集計する報酬の対象範囲

### Q7

報酬関連情報の開示に当たっての重要性の考え方や取扱いについて教えてください。

#### <回答>

報酬関連情報の開示は、社会的影響度の高い事業体の監査における公共の利益に資する観点から、会計事務所等の独立性の評価に関連すると合理的に考えられる会計事務所等と監査業務の依頼人との間の業務上の関係について、利害関係者が情報を入手できるようにすることが有益であるとされている（倫理規則第410.29 A1項参照）。このような業務上の関係から生じる阻害要因として考えられる自己利益又は不当なプレッシャーという阻害要因が許容可能な水準にあるかどうかについて、事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者の観点で概念的枠組みを適用して判断することになる。この観点に基づき、情報の有用性が確保されるような開示が行われていることを確かめることとなるが、依頼人と会計事務所等がそれぞれ集計及び算定した結果が以下の条件を満たすことを前提として、依頼人が算定した報酬に関する情報を、倫理規則R410.31項に基づく報酬関連情報として取り扱うことができるものと考えられる（倫理規則に関するQ&A Q410-13-1参照）。

- ・ 会計事務所等が、依頼人による会計事務所等及びネットワーク・ファームに対する報酬の集計範囲や算定プロセスの合理性を理解すること。
- ・ 依頼人が算定した報酬に関する情報と倫理規則に基づく報酬関連情報との差分について分析し、依頼人と調整することにより双方の情報が一致すること。

なお、会計事務所等は、依頼人が開示する報酬に関する情報について、監査基準報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」に基づく通読の手続を実施し、財務諸表又は会計事務所等が監査の過程で得た知識と報酬に関する情報の開示との間に重要な相違があるかどうかを検討することになると考えられる。

（【資料No. 3】「報酬関連情報の開示に関するQ&A」草案 5 頁参照）



## 6. 集計する報酬の対象範囲

### Q8

会計事務所等と監査業務の依頼人との間で、報酬関連情報の算定基準（発生基準、請求基準等）が異なる場合、どのように考えればよいでしょうか。

### <回答>

依頼人と会計事務所等のそれぞれが法令等又は倫理規則に基づく開示のために報酬に関する情報を集計し、算定する際、報酬の集計範囲や算定プロセスの相違等により、両者が集計した報酬に関する情報の間に差分が生じることがある。そうした場合であっても、依頼人と会計事務所等のそれぞれが、法令等又は倫理規則に基づき、合理的な算定基準に基づいて報酬に関する情報を算定し、開示することになるものと考えられる。

一方、これらの情報は、いずれも同一の会計事務所等及びネットワーク・ファームに係る報酬に関する情報であるため、依頼人の監査役等を含む利害関係者に対して会計事務所等の独立性の評価に関連すると合理的に考えられる情報を整合的に提供する観点から、会計事務所等が、依頼人による会計事務所等及びネットワーク・ファームに対する報酬の集計範囲や算定プロセスの合理性を理解し、依頼人が算定した報酬に関する情報と倫理規則に基づく報酬関連情報との差分について分析し、依頼人と調整することにより双方の情報が一致する場合には、依頼人が算定した報酬に関する情報を、倫理規則R410.31項に基づく報酬関連情報として取り扱うことができるものと考えられる。なお、会計事務所等は、依頼人が開示する報酬に関する情報について、監査基準報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」に基づく通読の手続を実施し、財務諸表又は会計事務所等が監査の過程で得た知識と報酬に関する情報の開示との間に重要な相違があるかどうかを検討することになると考えられる（倫理規則に関するQ&A Q410-13-1参照）。

（【資料No. 3】「報酬関連情報の開示に関するQ&A」草案6頁参照）

## 7. 集計する報酬の対象範囲

**Q9**  
報酬関連情報の網羅性の確保のために、どのようなことに留意すればよいでしょうか。

### <回答>

開示が求められる報酬関連情報の集計範囲は、会計事務所等及びネットワーク・ファームが社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人及びその子事業体から受領する監査及び監査以外の業務に対する報酬である。それらの報酬を網羅的に捕捉するために、報酬の集計範囲に含まれる依頼人の企業グループに属する事業体の変更に係る情報を適時に入手することが考えられる。そのため、依頼人から企業グループに属する事業体の一覧表や当該事業体に提供する業務の内容及び報酬についての最新の一覧表を定期的に入手し、監査の過程等で会計事務所等が把握している情報と照らし合わせ、相違が認められた場合には、当該依頼人にリストの修正を依頼し、又は会計事務所等の情報を更新することが考えられる。例えば、依頼人の企業グループ外の事業体に対する買収等が行われる際に、会計事務所等に対して依頼人から当該情報が適時に伝達されない場合には、会計事務所等において報酬の集計に関連する情報の把握が適時かつ適切に行えない可能性があることから、速やかに倫理規則の遵守に影響を与える情報を入手できるよう、依頼人と合意しておくことが考えられる。

(【資料No.3】「報酬関連情報の開示に関するQ&A」草案6頁参照)

## 8. 監査業務の依頼人の報酬に関する情報に対する検討及び文書化

### Q20

監査業務の依頼人が集計及び算定した報酬に関する情報の合理性を検討するための手続としてはどのようなものが考えられるのでしょうか。

### <回答>

依頼人が集計及び算定している報酬に関する情報を入手し、主要な報酬について会計事務所等が把握している業務の情報（ネットワーク・ファームから入手した情報を含む。）と照合することによって、その合理性を確かめることが考えられる。

報酬に関する情報の検討は、財務諸表監査における実証手続等の対象ではないため、その考え方をそのまま適用することはできないが、例えば、会計事務所等が直接提供している業務に関する報酬の情報や、監査指示書を通じて監査業務を実施しているネットワーク・ファームから報告された報酬関連情報等を用いて、依頼人が集計及び算定した情報と照合を行うことが考えられる。

（【資料No.3】「報酬関連情報の開示に関するQ&A」草案13頁参照）

## 9. その他

### Q23

監査報告書に記載した報酬関連情報が倫理規則の要求事項を満たしておらず、誤っていたことが監査報告書発行後に明らかになった場合、どのように対応すればよいのでしょうか。

### <回答>

監査報告書に記載した報酬関連情報が倫理規則の要求事項を満たしておらず、誤っていたことが監査報告書発行後に明らかになった場合、次のような対応が考えられる。なお、これが監査業務における独立性に関する規定の違反に該当する場合、会計事務所等は、倫理規則R400.80項からR400.89項までの規定を遵守することとなる。

- ・誤っていた報酬金額の記載が独立性の判断に影響を与えるものであるか否かを検討する。報酬の開示が法令等で求められている場合は、法令等の要求事項の確認を行う。
- ・独立性への影響があると判断される場合には、その重要性を勘案して適切なセーフガードを適用する。セーフガードを適用しても阻害要因が軽減できないと判断される場合には監査業務契約の解除を検討し、必要に応じて法律専門家に相談する。
- ・依頼人の経営者及び監査役等に当該事実を報告し、独立性への影響について報告する。
- ・必要に応じて誤りの修正を行い監査報告書の再発行を行うとともに、依頼人に訂正報告書の発行を依頼する。

(【資料No. 3】「報酬関連情報の開示に関するQ&A」草案16頁参照)

# 実務ガイダンス及び研究文書の公開草案のスケジュール

時期	項目
2023年 5月	有識者懇談会（公開草案に対する意見聴取）（22日）
2023年 6月	倫理委員会（公開草案審議）（6日） 役員会（公開草案審議）（15日） 公開草案公表（16日以降。コメント受付3週間）
2023年 7月	コメント対応等
2023年 8月	有識者懇談会（コメント対応と確定公表に係る意見聴取）（初旬） 倫理委員会（コメント対応と確定公表審議）（下旬）
2023年 9月	役員会（確定審議）（7日） 確定公表（8日以降）

# ディスカッションポイント

---

実務ガイダンス及び研究文書の公開草案の公表及び内容についてご意見はあるか。

## 2. 2024年倫理規則改正に影響するIESBA倫理規程改訂の概要

## 本日共有する内容

---

- 以下のIESBA倫理規程の改訂がなされたことを踏まえて、当協会の倫理規則の改正を検討している。
  - ① 上場事業体及び社会的影響度の高い事業体の定義に関するIESBA倫理規程の改訂（2022年4月11日公表、2024年12月15日適用）
  - ② 業務チームの定義及びグループ監査に関するIESBA倫理規程の改訂（2023年2月28日公表、2023年12月15日適用）
  - ③ テクノロジーに関するIESBA倫理規程の改訂（2023年4月11日公表、2024年12月15日適用）
- **本日の有識者懇談会では、上記IESBA倫理規程の改訂の概要を共有する。**
- 上記IESBA倫理規程の改訂を踏まえた当協会倫理規則の改正案については、後日開催の有識者懇談会で意見交換を予定している。





# 上場事業体及び社会的影響度の高い事業体 (PIE) の定義に関するIESBA倫理規程の改訂

# 上場事業体及び社会的影響度の高い事業体（PIE）の定義に関する IESBA倫理規程の改訂

---

1. 上場事業体及びPIEの定義に関するIESBA倫理規程の改訂の概要
2. PIEに関する規定
3. PIEの範囲に関する包括的な目的
4. 改訂IESBA倫理規程におけるPIEの範囲
  - ① 全体の概要
  - ② ベースライン・カテゴリー
  - ③ 追加されるカテゴリー
  - ④ 会計事務所等がPIEとして取り扱うその他の事業体
5. (参考) 公認会計士法上の大会社等

# 1. 上場事業体及びPIEの定義に関するIESBA倫理規程の改訂の概要

---

- 2022年4月11日に、IESBAから上場事業体及び社会的影響度の高い事業体（PIE）の定義に関するIESBA倫理規程改訂のFinal Pronouncement及びBasis for Conclusionsが公表された。
  - ▶ IESBA HP " FINAL PRONOUNCEMENT: REVISIONS TO THE DEFINITIONS OF LISTED ENTITY AND PUBLIC INTEREST ENTITY IN THE CODE": <https://www.ethicsboard.org/publications/final-pronouncement-revisions-definitions-listed-entity-and-public-interest-entity-code>
- 2022年5月25日に、IESBAは本改訂について60分のwebinarを開催した。
  - ▶ IESBA's Webinar on the Definition of Public Interest Entity (PIE): <https://www.youtube.com/watch?v=RoR4cp-41nQ>
- 本改訂の適用は、2024年12月15日以後開始される事業年度の監査業務からである。

## 2. PIEに関する規定

---

- 社会的影響度の高い事業体ではない事業体（non-PIE）がPIEに該当することとなった場合、倫理規程の要求事項への遵守が追加的に求められる主な規定の領域は、以下のとおりである。
  - ▶ 報酬依存度
  - ▶ 報酬関連情報に関する監査役等とのコミュニケーション
  - ▶ 報酬関連情報の開示
  - ▶ 監査業務の依頼人への就職
  - ▶ 担当者の長期関与とローテーション
  - ▶ 非保証業務の提供（監査役等からの事前了解を含む。）

### 3. PIEの範囲に関する包括的な目的

- PIEの財務的健全性が利害関係者に与える潜在的な影響により、これら事業体の財務状況について社会的影響度が高いことを反映し、本パートに規定する要求事項及び適用指針には、PIEの財務諸表の監査に限って適用されるものがある。 (400.8)
- 事業体の財務状況に対する公共の利益が及ぶ範囲を評価する際に考慮する事項には、以下のものが含まれる。 (400.9)
  - ▶ 事業体の主たる事業の一環として、公に財務的な義務を引き受けるなど、その事業又は活動の内容
  - ▶ 事業体が財務的な義務を履行するという信用を供与するために設計された、規制当局の監督の対象となるかどうか。
  - ▶ 事業体の規模
  - ▶ 財務破綻が生じた場合に、どの程度容易に置き換えが可能かを含む、事業を行うセクターに対する事業体の重要性
  - ▶ 投資家、顧客、債権者及び従業員を含む、利害関係者の数と内容
  - ▶ 事業体の財務破綻が生じた場合に、他のセクター及び経済全体に与える潜在的なシステミックな影響

## 4. 改訂IESBA倫理規程におけるPIEの範囲

### ① 全体の概要

#### ベースライン・カテゴリー

- このパートの適用上、次の区分のいずれかに該当する場合、会計事務所等は、その事業体を社会的影響度の高い事業体として取り扱わなければならない。 (R400.17)
  - a. 公に取引されている事業体
  - b. 主要な機能の一つが公から預金を受け入れることである事業体
  - c. 主要な機能の一つが公に保険を提供することである事業体
  - d. パラグラフ400.10で規定されている目的を達成するものとして、法令等又は職業的専門家としての基準によって社会的影響度の高い事業体として特定されている事業体

#### 追加されるカテゴリー

- R400.17項(d)では、職業会計士に対する倫理基準の整備を所掌する機関が、第400.9項に規定しているような事項を考慮に入れた上で、第400.10項において規定している目的を達成するため、社会的影響度の高い事業体の区分を追加することを想定している。特定の法域における事実及び状況に応じて、そのような区分としては、次のものが含まれる可能性がある。(400.18 A2)
  - ▶ 年金基金
  - ▶ 集団投資ビークル
  - ▶ (投資家以外の) 利害関係者が多数存在する非公開事業体
  - ▶ 非営利活動団体又は政府系事業体
  - ▶ 公益事業体

## 4. 改訂IESBA倫理規程におけるPIEの範囲

### ② ベースライン・カテゴリー (R400.17)

- a. 公に取引されている事業体
- b. 主要な機能の一つが公から預金を受け入れることである事業体
- c. 主要な機能の一つが公に保険を提供することである事業体
- d. 400.10項で規定されている目的を達成するものとして、法令等又は職業的専門家としての基準によって社会的影響度の高い事業体として特定されている事業体

- 法令等又は職業的専門家としての基準により定められているより明確な定義を考慮に入れなければならない。(R400.18)
- R400.17項(a)~(c)に規定する区分は、広範に定義されており、特定の法域において関連し得る規模やその他の要素については、認定していない。そのため、倫理規程は、職業会計士に対する倫理基準の設定に責任を持つ機関が、例えば次により、これらの区分をより明確に定義することを規定している。(400.18 A1)
  - ▶ 有価証券取引のための特定の公開市場に言及すること。
  - ▶ 銀行又は保険会社を定義する現地の法令等に言及すること。
  - ▶ 相互会社形態の事業体など、特定の種類の事業体を対象とした適用除外を導入すること。
  - ▶ 特定の種類の事業体に関する規模の規準を設けること。

## 4. 改訂IESBA倫理規程におけるPIEの範囲

### ③ 追加されるカテゴリー (R400.17)

- このパートの適用上、次の区分のいずれかに該当する場合、会計事務所等は、その事業体を社会的影響度の高い事業体として取り扱わなければならない。  
(R400.17)
- d. パラグラフ400.10で規定されている目的を達成するものとして、法令等又は職業的専門家としての基準によって社会的影響度の高い事業体として特定されている事業体
- R400.17項(d)では、職業会計士に対する倫理基準の整備を所掌する機関が、第400.9項に規定しているような事項を考慮に入れた上で、第400.10項において規定している目的を達成するため、社会的影響度の高い事業体の区分を追加することを想定している。特定の法域における事実及び状況に応じて、そのような区分としては、次のものが含まれる可能性がある。(400.18 A2)
  - ▶ 年金基金
  - ▶ 集団投資ビークル
  - ▶ (投資家以外の) 利害関係者が多数存在する非公開事業体
  - ▶ 非営利活動団体又は政府系事業体
  - ▶ 公益事業体



## 4. 改訂IESBA倫理規程におけるPIEの範囲

### ④ 会計事務所等がPIEとして取り扱うその他の事業体

- 会計事務所等は、本パートの目的に照らし、その他の事業体を社会的影響度の高い事業体として取り扱うかどうかを決定することが推奨される。当該決定を行う場合、会計事務所等は、第400.9項に規定されている事項に加え、次の事項を考慮する可能性がある。(400.19 A1)
  - ▶ 近い将来において、社会的影響度の高い事業体になる可能性が高いかどうか。
  - ▶ 類似の状況において、前任の会計事務所等が当該事業体について社会的影響度の高い事業体に対する独立性に関する要求事項を適用していたかどうか。
  - ▶ 類似の状況において、会計事務所等が他の事業体について社会的影響度の高い事業体に対する独立性に関する要求事項を適用していたかどうか。
  - ▶ 法令等又は職業的専門家としての基準により、当該事業体が社会的影響度の高い事業体に該当しないと定められていたかどうか。
  - ▶ 当該事業体又はその他の利害関係者が会計事務所等に対して、社会的影響度の高い事業体に対する独立性に関する要求事項を当該事業体に適用することを要請していたかどうか、またその場合、当該要請に応じない理由があるかどうか。
  - ▶ 当該事業体のコーポレート・ガバナンスの取決め、例えば、ガバナンスに責任を有する者が所有者又は経営者と区別されているかどうか。

## 5. (参考) 公認会計士法上の大会社等

- 会計監査人設置会社（ただし、最終事業年度の資本金が百億円未満、かつ、最終事業年度の負債の部の合計額が千億円未満の株式会社を除く。）
- 金融商品取引法第193条の2第1項又は第2項の規定により監査証明を受けなければならない者（ただし、金融商品取引法第5条第1項の特定有価証券の発行者で、特定有価証券以外に一定の有価証券を発行していない者を除く。また、金融商品取引法第24条第1項第3号又は第4号により有価証券報告書を提出する発行者で最終事業年度の資本金が五億円未満又は売上高若しくは売上高の三年平均額が十億円未満であり、かつ、最終事業年度の負債の部の合計額が千億円未満の者を除く。）
- 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行
- 長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第2条に規定する長期信用銀行
- 保険業法第2条第2項に規定する保険会社
- 全国を地区とする信用金庫連合会
- 全国を地区とする労働金庫連合会
- 全国を地区とする信用協同組合連合会
- 農林中央金庫
- 独立行政法人通則法第39条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人
- 国立大学法人及び大学共同利用機関法人
- 地方独立行政法人法第35条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人  
(公認会計士法第24条の2、同施行令第8条・第9条・第10条)



# 業務チームの定義及びグループ監査 (ET-GA) に関するIESBA倫理規程の改訂

# 業務チームの定義及びグループ監査（ET-GA）に関するIESBA倫理規程の改訂

---

1. ET-GAに関するIESBA倫理規程の改訂の概要
2. 用語の定義の見直し
3. セクション405「グループ監査」の構成
4. グループ監査人である会計事務所等のネットワークに所属していない監査業務チームの構成員の独立性

# 1. ET-GAに関するIESBA倫理規程の改訂の概要 (1/2)

---

- 2023年2月28日に、IESBAから業務チームの定義及びグループ監査（ET-GA）に関するIESBA倫理規程改訂のFinal Pronouncement及びBasis for Conclusionsが公表された。
  - ▶ IESBA HP “IESBA STRENGTHENS AND CLARIFIES INDEPENDENCE REQUIREMENTS FOR GROUP AUDITS” : <https://www.ethicsboard.org/news-events/2023-02/iesba-strengthens-and-clarifies-independence-requirements-group-audits>
- 2023年4月18日に、IESBAは本改訂について60分のwebinarを開催した。
  - ▶ IESBA HP “IESBA HOLDS GLOBAL WEBINAR ON RECENT REVISIONS TO THE IESBA CODE MEANT TO STRENGTHEN AND CLARIFY INDEPENDENCE REQUIREMENTS FOR GROUP AUDITS” : <https://www.ethicsboard.org/news-events/2023-04/iesba-holds-global-webinar-recent-revisions-iesba-code-meant-strengthen-and-clarify-independence>
- 本改訂の適用日は、2023年12月15日以後開始される事業年度の監査業務からである。  
(改訂ISA600の適用時期と整合させている。)

# 1. ET-GAに関するIESBA倫理規程の改訂の概要（2/2）

---

- ET-GAに関するIESBA倫理規程の改訂の概要

- ▶ 用語の定義

- ◆ IAASBの改訂と整合させる形での用語の定義の見直し

- ISA220（改訂）「監査業務における品質マネジメント」
- ISQM1「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」
- ISA600（改訂）「グループ財務諸表監査における特別な考慮事項（構成単位の監査人の作業を含む。）」

- ▶ 独立性

- ◆ セクション405「グループ監査」を新設

- ◆ セクション405では、グループ監査を実施する際の概念的枠組みの適用に関連する具体的な要求事項及び適用指針を定めている。

- グループ監査人である会計事務所等及びそのネットワーク・ファーム内のグループ監査チームの構成員、又は当該会計事務所等及びそのネットワーク・ファームと契約しているグループ監査チームの構成員  
→監査業務チームに適用されるパート4Aの要求事項に従い、グループ監査の依頼人から独立していなければならない。
- グループ監査のその他の構成員  
→「グループ監査人である会計事務所等のネットワークに所属していないグループ監査チームの構成員の独立性」を参照

## 2. 用語の定義の見直し

### 改訂がなされた用語

- 保証業務チーム (Assurance Team)
- 監査業務の依頼人 (Audit Client)
- 監査業務チーム (Audit Team)
- 業務チーム (Engagement team)
- 監査業務の主要な担当社員等 (Key audit partner)
- レビュー業務チーム (Review team)

### 新規に追加された用語

- 構成単位 (Component)
- 構成単位の監査の依頼人 (Component audit client)
- 構成単位の監査人である会計事務所等 (Component auditor firm)
- グループ (Group)
- グループ監査 (Group audit)
- グループ監査の依頼人 (Group audit client)
- グループ監査人である会計事務所等 (Group auditor firm)
- グループ監査チーム (Group audit team)
- グループ監査責任者 (Group engagement partner)
- グループ財務諸表 (Group financial statements)

### 3. セクション405「グループ監査」の構成

はじめに	405.1
要求事項及び適用指針	
一般的規定	405.2 A1 – 405.2 A2
グループ監査人である会計事務所等と構成単位の監査人である会計事務所等とのコミュニケーション	R405.3 – 405.4 A1
個人に適用される独立性の検討事項	R405.5 – R405.8
グループ監査人である会計事務所等に適用される独立性の検討事項	R405.9
グループ監査人である会計事務所等のネットワーク・ファームに適用される独立性の検討事項	R405.10
グループ監査人である会計事務所等のネットワークに所属していない構成単位の監査人である会計事務所等に適用される独立性の検討事項	R405.11 – R405.17
監査業務の主要な担当社員等	R405.18 – 405.18 A1
構成単位の変更	R405.19
構成単位の監査人である会計事務所等の変更	405.20 A1 – 405.21 A2
構成単位の監査人である会計事務所等における独立性に関する規定の違反	405.22 A1 – R405.29

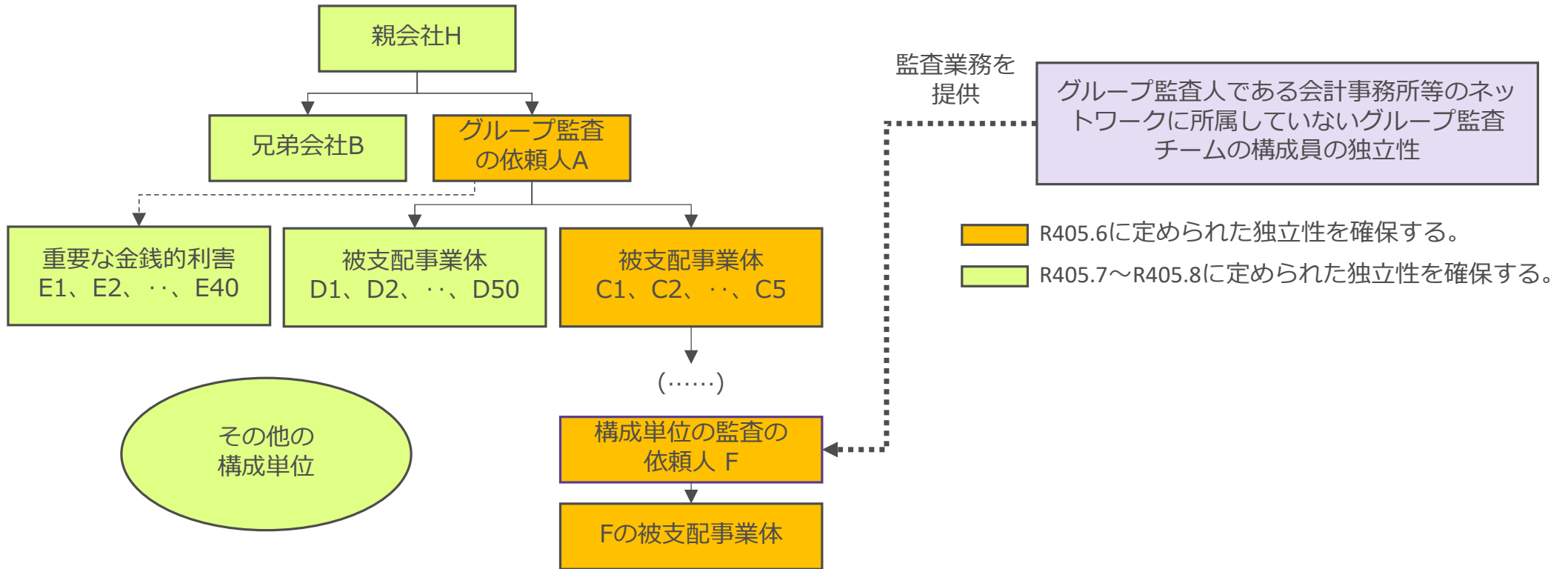
グループ監査人である会計事務所等のネットワークに所属していないグループ監査チームの構成員の独立性が議論になった。

[→次ページ参照](#)



# 4. グループ監査人である会計事務所等のネットワークに所属していないグループ監査チームの構成員の独立性

全てのグループ監査の依頼人が対象



# テクノロジーに関するIESBA倫理規程の改訂

# テクノロジーに関するIESBA倫理規程の改訂

---

1. テクノロジーに関するIESBA倫理規程の改訂の概要
2. テクノロジーに関する重要な改訂事項
  - ① 職業的専門家としての能力
  - ② 守秘義務
  - ③ 複雑な状況
  - ④ テクノロジーの利用
  - ⑤ 密接なビジネス上の関係
  - ⑥ ホスティング

# 1. テクノロジーに関連するIESBA倫理規程の改訂の概要（1/2）

---

- 2023年4月11日に、IESBAからテクノロジーに関するIESBA倫理規程改訂のFinal Pronouncement及びBasis for Conclusionsが公表された。
  - ▶ IESBA HP “ IESBA STRENGTHENS GLOBAL ETHICS STANDARDS TO RESPOND TO TRANSFORMATIVE EFFECTS OF TECHNOLOGICAL INNOVATION” : <https://www.ethicsboard.org/news-events/2023-04/iesba-strengthens-global-ethics-standards-respond-transformative-effects-technological-innovation>
- 本改訂の適用日は、次のとおりである。
  - ▶ パート4の改訂：2024年12月15日以後開始される事業年度の監査業務から
  - ▶ その他の改訂：2024年12月15日から

# 1. テクノロジーに関するIESBA倫理規程の改訂の概要（2/2）

---

- 本改訂の目的は、テクノロジーの主要なトレンド及びその発展が、会計、保証及び財務の機能に与える変革的な影響に対して、タイムリーに対応することにある。
- 次の6つの重要な事項について、改訂が行われた。
  - ① 職業的専門家としての能力（セクション113）
  - ② 守秘義務（セクション114）
  - ③ 複雑な状況（セクション120）
  - ④ テクノロジーの使用（セクション200、220、300、320）
  - ⑤ 密接なビジネス上の関係（セクション520）
  - ⑥ ホスティング（セクション606）

## 2. テクノロジーに関する重要な改訂事項

### ① 職業的専門家としての能力 ② 守秘義務

- セクション113「職業的専門家としての能力及び正当な注意」に第113.1 A2項が新設され、専門業務に必要な知識及び技能は、実施される活動の性質によって異なる旨が強調された。
- 守秘義務に関して、主に以下の改訂が行われた。
  - ▶ R114.1項の規定が強化され、守秘義務に関して職業会計士が遵守すべき事項、禁止される事項に分けて規定が再編された。
  - ▶ たとえ公開されている情報であっても、正当な理由がある場合を除き、その使用又は開示をしてはならない旨の規定が追加された。(R114.2(d))
  - ▶ 例外として、守秘義務が適用される情報の使用又は開示が可能な特定の条件が示された。(R114.3)
  - ▶ 職業会計士が業務上知り得た秘密の使用又は開示の了解を求める可能性がある状況の例として、その秘密を研修目的、製品又はテクノロジーの開発、調査、又は業界や他のベンチマークデータ又は研究用の資料として使用する場合がある旨の解説が追加された。(114.3 A3)

## 2. テクノロジーに関する重要な改訂事項

### ③ 複雑な状況

---

- テクノロジーのみが原因ではないが、急速なデジタル化によって社会、経済、法律及び地政学的なシステムの相互接続性が高まっており、職業会計士は、複雑な状況に直面している。そのような状況を解説し、職業会計士が対処することを支援するため、以下の適用指針が新設されている。
  - ▶ 職業会計士が専門業務を遂行する状況及び関係する要因は、その範囲及び複雑性により多様であり、複雑性を考慮した専門家としての判断が求められる。(120.5 A6)
  - ▶ 複雑性の対処のために必要な要素の提示 (120.5 A7)
    - ◆ 会計事務所等、所属する組織や利害関係者に不確実性や困難性を認識させる。
    - ◆ 事実及び状況の進展又は変化に注意を払い、職業的専門家としての判断に影響を与えるかを評価する。
  - ▶ 複雑性の対処のために必要な行動の例示 (120.5 A8)

## 2. テクノロジーに関する重要な改訂事項

### ④ テクノロジーの利用

---

- 職業会計士が、テクノロジーのアウトプットを利用する場合に生じる可能性のある阻害要因の識別に関する規定の新設(R220.8)
  - ▶ 自己利益という阻害要因
  - ▶ 自己レビューという阻害要因
- テクノロジーのアウトプットの利用が、意図した目的に対して合理的又は適切であるかどうかを判断する際に、職業会計士が考慮すべき事項の例示 (220.8 A1)
  - ▶ テクノロジーによって実行される活動の内容
  - ▶ 出力結果への依存の程度
  - ▶ 職業会計士が、テクノロジーを理解、利用、説明する能力を有しているか…等



## 2. テクノロジーに関する重要な改訂事項

### ⑤ 密接なビジネス上の関係

---

- 会計事務所等又はネットワーク・ファームが、監査業務の依頼人にテクノロジーを提供、販売、再販売又はライセンス供与する場合に、ビジネス上の関係において考慮すべき事項を規定している。
  - ▶ 密接なビジネス上の関係を生み出す例として、会計事務所等が依頼人との間で製品又はソリューションのライセンス供与を行う契約を挙げている。(520.3 A3)
  - ▶ 会計事務所等がテクノロジーの提供、再販又はライセンス供与を、依頼人等に対して行う場合、状況によってはセクション600（非保証業務の提供）が適用される。(520.7 A1)

## 2. テクノロジーに関する重要な改訂事項

### ⑥ ホスティング

---

- ITシステムに関する業務を提供することで、経営者の責任を担う可能性がある。それに対応するための規定が追加されている。
  - ▶ 倫理規程では依頼人が果たすべき経営者の責任を担う業務は禁止されている。
- 経営者の責任を担うことになる業務の例示(606.3 A1)
  - ▶ 監査業務の依頼人に代わり、データを保存したり、データのホスティングを（直接的又は間接的に）管理する業務
  - ▶ 監査業務の依頼人のITシステム、ネットワーク又はウェブサイトを運用、維持又は監視する業務
- 経営者の責任を担うことにはならない業務(606.3 A2)  
以下のデータの収集、受領、送信及び保持
  - ▶ 監査の過程で監査業務の依頼人が提供するデータ
  - ▶ 監査業務の依頼人に対して許容される業務の提供を可能にするためのデータ

●● 信頼の力を未来へ  
jicpa

◆ 日本公認会計士協会